

悪性腫瘍特異物質治療管理料について

検 査 項 目		悪性腫瘍特異物質治療管理料 (同一患者月1回)	加算点(初回月)	備 考
1.測定方法が一般的なもの	尿中BTA	220点		1.に規定する検査及び治療管理料並びに2.に規定する検査及び治療管理を同一月に行った場合にあっては、2.の所定点数のみにより算定する。
2.測定方法が精密なもの	実施料に④で表示	1 項目 360点 2 項目以上 400点	150点 〔当該初回月の前月に区分番号D009に掲げる腫瘍マーカーの所定点数を算定している場合は、当該初回月加算は算定できない。〕	

注1．悪性腫瘍であると既に確定診断がされた患者について、腫瘍マーカーの検査を行い、当該検査の結果に基づいて計画的な治療管理を行った場合に、同一暦月に1回を限度として算定する。

注2．腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に記載する。

注3．腫瘍マーカー検査に要する費用は所定点数に含まれるものとする。

注4．特殊な腫瘍マーカー検査及び計画的な治療管理のうち、特に本項を準用する必要のあるものについて、その都度当局に内議し、最も近似する腫瘍マーカー検査及び治療管理として準用が通知された算定方法により算定する。